

28 消安第 3404 号
平成 28 年 11 月 22 日

一般社団法人 日本青果物輸出入安全推進協会
会長 守谷 潤一 殿

農林水産省消費・安全局長

オーストラリアからの生果実の輸入解禁品目に係る植物検疫実施細則の一部改正について

今般、「オーストラリア連邦産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」（平成 6 年 10 月 25 日付け 6 農蚕第 6660 号農林水産省農蚕園芸局長通達）、「オーストラリア産スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデール、マーコット、ミネオラ、グレープフルーツ及びぶどうの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成 11 年 4 月 15 日付け 11 農産第 1360 号農林水産省農産園芸局長通達）及び「オーストラリア内の指定地域で生産されるカンキツ属生果実に関する植物検疫実施細則」（平成 17 年 1 月 14 日付け 16 消安第 7708 号農林水産省消費・安全局長通達）の一部について、別紙 1 から別紙 3 までのとおり改正されたのでお知らせします。

これにより、輸出植物検疫終了の表示を平成 28 年 11 月 20 日以降にコンテナの封印に表示する場合、「Australian Government」の字句によるものとされましたので、このことについて貴協会関係者への通知方お願いします。